

ゆみの訪問看護ステーション

YUMINO HOME NURSING STATION

重要事項説明書

料金説明書および同意書

医療法人社団ゆみの

▼訪問看護サービス重要事項説明書

あなた（またはあなたの家族）が利用しようと考えている訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないことがあれば、遠慮なく質問をして下さい。

この「重要事項説明書」は、「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年10月11日条例第111号を定める条例、以下「条例」という。）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

1 訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	医療法人社団 ゆみの
代表者氏名	理事長 弓野 大
法人所在地 電話番号	東京都豊島区高田3丁目14番29号KDX高田馬場ビル1階 03-5956-8010

2 ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	医療法人社団ゆみの ゆみの訪問看護ステーション
介護保険 指定事業者番号	東京都指定 1360490443
事業所所在地	東京都新宿区上落合2-9-16 インテック落合207号室
連絡先	電話番号：03-5332-8805 FAX番号：03-5332-8806
相談担当者名	管理者 高取 幸恵
通常事業実施地域	新宿区、豊島区、中野区、練馬区、渋谷区、世田谷区

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	職員及び業務管理に関する重要事項を定めることによりステーションの円滑な運営管理を図るとともに、指定訪問看護事業の適正な運営及び利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態の利用者の立場に立った適切な指定訪問看護の提供を確保することを目的とする。
運営方針	1 訪問看護を提供することにより、要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。 2 要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。 4 事業の運営にあたって、高齢者サービス調整チームを活用し市及び他の保健、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的にサービスの提供に努めるものとする。

(3) サービス提供可能な日と時間帯

営業日	月曜日から土曜日までとする。但し、日曜、祝祭日、年末年始においては計画的な訪問を行うこととする。
営業時間	月曜日から土曜日の午前8時30分から午後5時30分までとする。

(4) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日までとする。但し、日曜、祝祭日、年末年始においては計画的な訪問を行うこととする。
営業時間	月曜日から土曜日の午前8時30分から午後5時30分までとする。

(5) 事業所の職員体制

事業所の管理者	高取 幸恵
---------	-------

職種	職務内容	人員数
管理者	管理業務	1人
訪問看護師	在宅療養者看護・訪問計画	9人
療法士	訪問リハビリテーション	4人

3 提供するサービスの内容について

<ol style="list-style-type: none">1. 病状、障害の観察2. 清拭、洗髪等による清潔の保持、食事及び排泄等日常生活の世話3. 褥創の予防、処置4. リハビリテーション5. ターミナルケア、認知症患者の看護6. 療養生活や介護方法の指導7. カテーテル等の管理8. その他医師の指示による医療処置

4 提供するサービスの内容と料金および利用料について

(1) 交通費、衛生材料について

交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、以下の通り交通費を請求いたします。 ・自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。 (1) 事業所から1キロメートルにつき 100円 ・有料公共交通機関を利用した場合 実費相当額
-----	---

衛生材料等は実費をご負担願います。

(2) キャンセル料

サービス利用当日のキャンセルや訪問時不在の場合は、キャンセル料として3,300円のご負担となります。但し急な入院や、やむを得ない事由がある場合はこの限りではありません。

5 利用料、その他の費用の請求および支払い方法について

利用料、その他の費用の請求	利用料、その他の費用はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。
利用料、その他の費用の支払い	利用翌月の訪問日に、お渡しする請求書（利用明細付）の内容を確認のうえ、預金口座振替での支払いをお願いします。毎月20日前後に前月分の請求書を発行いたしますので預金口座振替の方はその月の指定日（毎月末日※土日祝日の場合は翌平日）までに貴指定の引き落とし口座にご準備ください。事業者指定口座への振り込みの方は末日までにお振込み下さい。 お支払いを確認しましたら、領収書をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。（領収書の再発行はできません。）

6 秘密の保持と個人情報の保護について

秘密の保持について	事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 この秘密を保持する義務は契約が終了した後も継続します。
個人情報の保護について	事業者は、利用者から予め同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いません。 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

7 高齢者虐待防止・身体的拘束等の原則禁止について

利用者等の人権擁護・虐待の防止について	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者及び事業者の使用する者は、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。 ・研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。 ・個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。 ・業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護や成年後見制度の利用に取り組める環境の整備に努めます。
身体的拘束等の原則禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないように努めます。 ・事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合にはその態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記載します。
虐待防止・身体拘束に関する責任者	管理者 高取 幸恵

8 サービス提供に関する相談、苦情について

サービス提供に関する相談または苦情があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら、事実関係の特定を慎重に行います。

相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、時下の対応を決定します。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。（時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡します。）

サービス提供に関する相談、苦情について

【事業者の窓口】 医療法人社団 ゆみの ゆみの訪問看護ステーション 管理者 高取 幸恵	所在地 東京都新宿区上落合2-9-16 インテック落合207号室 電話番号 03-5332-8805 F A X番号 03-5332-8806 受付時間 月～土午前8時30分～午後17時30分
【新宿区】 新宿区福祉部介護保険課給付係	所在地 東京都新宿区歌舞伎町1-4-1 電話番号 03-5273-3497 受付時間 月～金 午前8時30分～午後5時
【豊島区】 豊島区保健福祉部介護保険課 相談グループ	所在地 東京都豊島区南池袋2-45-1 4階 電話番号 03-3981-1318 受付時間 月～金午前9時～午後4時30分
【練馬区】 練馬区保険福祉部地域福祉課 保険福祉サービス苦情調整委員	所在地 東京都練馬区豊玉北6-12-1 電話番号 03-3993-1344 受付時間 月～金 午前8時30分～午後5時15分

【中野区】 中野区地域支えあい推進部介護・ 高齢者支援課介護事業者係	所在地 東京都中野区中野4-8-1 電話番号 03-3228-8878 受付時間 月～金 午前8時30分～午後5時
【東京都】 東京都福祉保健局高齢社会対策部 介護保険課相談窓口	所在地 新宿区西新宿二丁目8番1号 都庁第一本庁舎26階北側 電話番号 03-5320-4291 受付時間 月～金 午前9時～午後4時30分
【渋谷区】 渋谷区在宅医療相談窓口	所在地 渋谷区桜丘町23-21 文化総合センター大和田1階 電話番号 03-3770-0527 受付時間 月～金 午前9時～午後19時
【世田谷区】 世田谷総合支所 保健福祉課 地域支援担当	所在地 東京都世田谷区北沢2丁目8番18号 北沢タウンホール内10階 電話番号 03-6804-8056 受付時間 月～金 午前8時半～午後5時
【公的団体】 東京都国民健康保険団体連合会 介護福祉部 介護相談指導課	所在地 東京都千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館 電話番号 03-6238-0177 受付時間 月～金 午前9時～午後5時

利用者のご事情により、担当看護師の変更をご希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。	相談担当者 高取 幸恵 電話番号 03-5332-8805 FAX番号 03-5332-8806 受付日および受付時間：営業時間内
--	--

※担当看護師の変更に関しましては、ご利用者のご希望を尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

9 緊急時の対応方法について

サービス提供中に利用者に緊急の事態が発生した場合、利用者の主治医にご連絡するとともに、速やかに利用者の家族・市町村等に連絡し、必要な措置を講じます。また、当事業所が、利用者に対して行ったサービス提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を勘案して相当と認められる場合には、施設の損害賠償責任を減じる場合があります。

10 社会情勢の急激な変化および天災時の対応について

社会情勢の急激な変化、地震、風水害の著しい社会秩序の混乱などにより、サービス提供義務の履行が難しい場合は、日程、時間の調整をさせて頂く場合があります。また、社会情勢の急激な変化、地震、風水害の著しい社会秩序の混乱などにより、サービス提供義務の履行が遅延、もしくは不能になった場合、それによる損害賠償責任を負わないものとします。

▼訪問看護料金表(医療)

【基本料金（訪問看護基本療養費・訪問看護管理療養費）】

項目	1割負担	2割負担	3割負担
毎月1日目(訪問看護基本療養費)	767円	1,534円	2,301円
2日目以降(1週間のうち週3日まで)	555円	1,110円	1,665円
2日目以降(1週間のうち週4日以降)	655円	1,310円	1,965円
訪問看護管理療養費	300円	600円	900円

【各種加算】

項目	1割負担	2割負担	3割負担
夜間・早朝加算/回 (6:00~8:00/18:00~22:00)	210円	420円	630円
深夜加算(22:00~6:00)/回	420円	840円	1,260円
難病等複数回訪問加算 (1日に2回訪問)/日	450円	900円	1,350円
難病等複数回訪問加算 (1日に3回訪問)/日	800円	1,600円	2,400円
緊急訪問看護加算/回(月14日目まで)	265円	530円	795円
緊急訪問看護加算/回(月15日目以降)	200円	400円	600円
複数名訪問加算(看護師等)/回	450円	900円	1,350円
長時間訪問看護加算(90分以上)/回	520円	1,040円	1,560円
24時間対応体制加算/月	680円	1,360円	2,040円
退院時共同指導加算/回	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算/月	200円	400円	600円
退院支援指導加算/回	600円	1,200円	1,800円
在宅患者連携指導加算/回	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算/回	200円	400円	600円
特別管理加算Ⅰ/月	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算Ⅱ/月	250円	500円	750円
看護・介護職員連携強化加算/月	250円	500円	750円
訪問看護情報提供療養費1、2、3/回	150円	300円	450円
訪問看護ターミナルケア療養費Ⅰ/回	2,500円	5,000円	7,500円
訪問看護ベースアップ評価料	84円	168円	252円

乳幼児加算(別で厚生労働大臣が定める者に該当する場合)	180 円	360 円	540 円
乳幼児加算 (上記以外の場合)	150 円	300 円	450 円
訪問看護医療 DX 情報活用加算	10 円	10 円	20 円

【訪問看護サービスにおける各加算の説明】

早朝・夜間加算	6 時～8 時、18 時～22 時の間に訪問した場合に加算されます。
深夜加算	22 時～翌 6 時の間に訪問した場合に加算されます。
難病等複数回訪問看護加算	厚生労働大臣が定める疾病、状態、特別指示期間中に、1 日に 2 回又は 3 回以上の訪問看護を実施した場合に加算されます。
緊急時訪問看護加算	利用者様やご家族様からの電話等で、看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあり、かつ計画外の緊急時訪問を必要に応じて行う場合に加算されます。
複数名訪問看護加算	厚生労働大臣が定める疾病、特別管理加算算定対象者、特別指示期間中、身体的理由または危険行為がある場合で、複数名での訪問看護が必要な場合に加算されます。
長時間訪問看護加算	特別管理加算を算定しており 90 分を超える場合に週 1 回に限り加算されます。(準) 超重症児と特別管理加算を算定している小児は週 3 回まで加算されます。
24 時間対応体制加算	利用者様やご家族様からの電話等に常時対応でき、緊急時訪問看護を必要に応じ行える体制にある場合に加算されます。
退院時共同指導加算	病院、診療所又は介護老人保健施設に入所中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、訪問看護ステーションの看護師等が療養上必要な指導を入院先で行った場合に算定されます。
特別管理指導加算	退院後、特別な管理が必要な方に対して退院時共同指導を行った場合に加算されます。
退院支援指導加算	厚生労働大臣が定める疾病または特別管理加算算定対象者について、退院日に訪問し在宅での療養上必要な指導を行った場合に算定されます。
在宅患者連携指導加算	医療関係職種との情報交換を行い利用者に指導を行った場合に算定されます。
在宅患者緊急時カンファレンス加算	急変時主治医および関係する医療従事者とカンファレンスを行い、利用者に療養上必要な指導を行った場合に算定されます。

特別管理加算Ⅰ	気管切開患者指導管理・気管カニューレ使用・留置カテーテル使用をしている場合に加算されます。
特別管理加算Ⅱ	医療器具を装着している等、特別な管理が必要な場合に加算されます。
看護・介護職員連携強化加算	看護介護職員連携強化加算とは、たんの吸引の必要なお利用者に対して、看護職員がたんの吸引等の業務について医師の指示のもとに計画書を作成し、訪問介護事業所の訪問介護員等に、たんの吸引等の業務や緊急時の対応について助言した上で、ご利用者の居宅等において、業務の実施が確認できた場合に加算されます。
訪問看護情報提供療養費 1.2.3	市町村の保健福祉サービスとの連携や義務教育諸学校への入学時及び転校時、または医療機関等に入院入所する際の主治医に対して、必要な情報を提供した場合に算定されます。
訪問看護ターミナル療養費	主治医の指示により、看取りを含めたターミナルケアの各プロセスにおいて、利用者様やその家族の意向を把握するとともに、利用者様の終末期の身体症状の変化、利用者様やその家族の精神的な状態の変化に応じた看護を提供するものであり、死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行っており、在宅又は特別養護老人ホーム等でなくなられた場合、または、ターミナルケア実施後24時間以内に在宅以外で死亡確認された場合に加算されます。
訪問看護ベースアップ評価料	訪問看護管理療養費（月の初日の訪問の場合）を算定している利用者1人につき、訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）として、月1回を限度として算定されます。
乳幼児加算	6歳未満の利用者に対して、訪問看護を実施することで算定されます。厚生労働大臣が定める者に該当する場合は加算が高くなります。
訪問看護医療DX情報活用	訪問看護管理療養費を算定する利用者に対して、マイナンバー保険の対応設備やオンライン資格確認、請求の体制を有している事業所につく加算となります。

- 基本医療費公費負担の医療証をお持ちの方は、基本利用料金が減額または免除されます。
- 医療保険証による訪問看護は、一部負担割合により1割・2割・3割と異なります。
- 24時間対応体制加算、情報提供療養費は1日目に加算されます。
- 1週間とは日曜日から土曜日までをいいます。
- 自己負担額は上記該当項目を合計した額の10円未満の端数を四捨五入した金額です。

▼訪問看護料金表（介護）

要介護 1～5 の方

【訪問看護費】 ※地域別加算単価 1 級地：11.40 円

項目	訪問時間	単位数	1 割負担	2 割負担	3 割負担
訪問看護費 (看護師)	20 分未満	314 単位	357 円	714 円	1,071 円
	20 分以上 30 分未満	471 単位	536 円	1,072 円	1,608 円
	30 分以上 1 時間未満	823 単位	938 円	1,876 円	2,814 円
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	1128 単位	1,285 円	2,570 円	3,855 円
訪問看護費 (理学療法士等)	20 分	294 単位	335 円	670 円	1,005 円
	40 分	588 単位	670 円	1,340 円	2,010 円
	60 分	795 単位	906 円	1,812 円	2,718 円

※同一敷地内建物等に対する減算に該当する場合

上記単位数の 10%減

※1 月当たりの利用者が同一の建物に 20 人以上居住する建物に居住する利用者に対して行う場合

上記単位数の 10%減

※1 月当たりの利用者が同一の建物に 50 人以上居住する建物に居住する利用者に対して行う場合

上記単位数の 15%減

※准看護師が指定訪問看護を行った場合

上記単位数の 10%減

※夜間・早朝加算：所定単位数の 1.25 倍（6 時～8 時/18 時～22 時）

上記単位数の 25%増

※深夜加算：所定単位数の 1.5 倍（22 時～6 時）

上記単位数の 50%増

【その他の加算】

項目	時間	単位	1 割負担	2 割負担	3 割負担
複数名訪問加算（Ⅰ） (同時に看護師等との訪問)	30 分未満 1 回につき	254 単位	290 円	579 円	869 円
	30 分以上 1 回につき	402 単位	459 円	917 円	1,375 円
複数名訪問加算（Ⅱ） (同時に看護補助者との訪問)	30 分未満 1 回につき	201 単位	230 円	459 円	688 円
	30 分以上 1 回につき	317 単位	362 円	723 円	1,084 円
長時間訪問看護加算	1 回につき	300 単位	342 円	684 円	1,026 円
特別管理加算（Ⅰ）	1 月につき	500 単位	570 円	1,140 円	1,710 円
特別管理加算（Ⅱ）	1 月につき	250 単位	285 円	570 円	855 円
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	1 月につき	600 単位	684 円	1,368 円	2,052 円
初回加算（Ⅰ）	初回介入月のみ	350 単位	399 円	798 円	1,197 円
初回加算（Ⅱ）	初回介入月のみ	300 単位	342 円	684 円	1,026 円
ターミナルケア加算	死亡月のみ	2500 単位	2,850 円	5,700 円	8,550 円
退院時共同指導加算	1 回につき	600 単位	684 円	1,368 円	2,052 円
看護・介護職員連携強化加算	1 回につき	250 単位	285 円	570 円	855 円
看護体制強化加算Ⅰ	1 月につき	550 単位	627 円	1,254 円	1,881 円

要支援 1・2 の方

【訪問看護費】 ※地域別加算単価 1 級地：11.40 円

項目	訪問時間	単位数	1 割負担	2 割負担	3 割負担
訪問看護費 (看護師)	20 分未満	303 単位	345 円	690 円	1,035 円
	20 分以上 30 分未満	451 単位	514 円	1,028 円	1,542 円
	30 分以上 1 時間未満	794 単位	905 円	1,810 円	2,715 円
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	1090 単位	1,242 円	2,484 円	3,726 円
訪問看護費 (理学療法士等)	20 分	284 単位	323 円	646 円	969 円
	40 分	568 単位	647 円	1,294 円	1,941 円
	60 分	426 単位	485 円	970 円	1,455 円

※同一敷地内建物等に対する減算に該当する場合

上記単位数の 10%減

※1 月当たりの利用者が同一の建物に 20 人以上居住する建物に居住する利用者に対して行う場合

上記単位数の 10%減

※1 月当たりの利用者が同一の建物に 50 人以上居住する建物に居住する利用者に対して行う場合

上記単位数の 15%減

※准看護師が指定訪問看護を行った場合

上記単位数の 10%減

※夜間・早朝加算：所定単位数の 1.25 倍（6 時～8 時/18 時～22 時）

上記単位数の 25%増

※深夜加算：所定単位数の 1.5 ない（22 時～6 時）

上記単位数の 50%増

【その他の加算】

項目	時間	単位	1 割負担	2 割負担	3 割負担
複数名訪問加算（Ⅰ） (同時に看護師等との訪問)	30 分未満 1 回につき	254 単位	290 円	579 円	869 円
	30 分以上 1 回につき	402 単位	459 円	917 円	1,375 円
複数名訪問加算（Ⅱ） (同時に看護補助者との訪問)	30 分未満 1 回につき	201 単位	230 円	459 円	688 円
	30 分以上 1 回につき	317 単位	362 円	723 円	1,084 円
長時間訪問看護加算	1 回につき	300 単位	342 円	684 円	1,026 円
特別管理加算（Ⅰ）	1 月につき	500 単位	570 円	1,140 円	1,710 円
特別管理加算（Ⅱ）	1 月につき	250 単位	285 円	570 円	855 円
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	1 月につき	600 単位	684 円	1,368 円	2,052 円
初回加算（Ⅰ）	初回介入月のみ	350 単位	399 円	798 円	1,197 円
初回加算（Ⅱ）	初回介入月のみ	300 単位	342 円	684 円	1,026 円
退院時共同指導加算	1 回につき	600 単位	684 円	1,368 円	2,052 円
看護・介護職員連携強化加算	当該月	250 単位	285 円	570 円	855 円
看護体制強化加算(介護予防)	1 月につき	100 単位	114 円	228 円	342 円

【緊急時訪問看護加算について】

24 時間看護師に利用者様やご家族様からの電話等で、看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあり、かつ計画外の緊急時訪問を必要に応じて行う場合に加算します。

緊急時訪問看護加算の算定	同意する	・	同意しない
--------------	------	---	-------

【指定(介護予防)訪問看護サービス内容の見積もりについて】

このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅を訪問し、あなたの心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえてあなたの療養生活の質の向上を図るために作成したものです。

(1) 提供予定の指定(介護予防)訪問看護の内容と利用料、利用者負担額
(介護保険を適用する場合のサービス例)

サービス名称	サービス内容	利用 単位数	利用者 負担額
訪看 13	訪問看護(30分以上1時間未満) 823単位/回 毎週2日 計8回ご利用の場合	6,584単位	
初回加算	※初めて訪問看護計画書を作成した場合	300単位	
看護体制強化加算	月1回	550単位	
緊急時訪問看護加算	月1回	600単位	
月の合計単位数		8,034単位	
月の利用料総額 8,034単位 × 11.40円 = 91,587円			
利用料、利用者負担額(見積もり)合計額/月 (利用料総額の負担相応分 ※1割負担の場合)			9,158円

訪問看護の費用は時間で決まります。

実施時間に対して単位数が決められています。

これに単価を乗じたものが実施総額になります。

1単位の単価は東京都23区は1級地となり1単位11.40円と定められています。

ご利用者は各自の負担割合に応じて利用料をご負担いただきます。

$$\boxed{\text{実施したサービスの単位数}} \times \boxed{\text{地域単価}} = \boxed{\text{実施総額}}$$

$$\boxed{\text{ご利用者負担額}} = \boxed{\text{ご利用総額}} \times \boxed{\text{負担割合}}$$

(例) 30分以上1時間未満の訪問看護を実施した場合の1割負担の方のご利用者負担は
821単位 × 1回 × 11.40円 × 1割負担 = 935円 となります。

※端数処理の影響で必ずしも単価と回数倍したものが合致ないことはご了承ください。

- ◇ 訪問看護は主治医の指示のもと行いますので、主治医が交付した訪問看護指示書が必要となります。ご利用者の要介護状態に応じて1～6ヶ月に1回発行されます。主治医医療機関より訪問看護指示書料がかかりますのでご了承ください。
- ◇ 受給者証の種類によって公費負担が適用となり自己負担額が軽減される場合があります。

【訪問看護サービスにおける各加算についての説明】

初回加算	初めて訪問看護計画書を作成した場合に加算されます。
夜間・早朝加算	6時～8時30分、17時30分～22時の間に訪問した場合に加算されます。
深夜加算	22時～翌6時の間に訪問した場合に加算されます。
複数名訪問看護加算	厚生労働大臣が定める疾病、特別管理加算算定対象者、特別指示期間中、身体的理由または危険行為がある場合で、複数名での訪問看護が必要な場合に加算されます。
長時間訪問看護加算	特別管理加算を算定しており90分を超える場合に週1回に限り加算されます。(準)超重症児と特別管理加算を算定している小児は週3回まで加算されます。
緊急時訪問看護加算	利用者様やご家族様からの電話等で、看護に関。する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあり、かつ計画外の緊急時訪問を必要に応じて行う場合に加算します。
ターミナルケア加算	主治医の指示により、看取りを含めたターミナルケアの各プロセスにおいて、利用者様やその家族の意向を把握するとともに、利用者様の終末期の身体症状の変化、利用者様やその家族の精神的な状態の変化に応じた看護を提供するものであり、死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行っており、在宅又は特別養護老人ホーム等で亡くなった場合、または、ターミナルケア実施後24時間以内に在宅以外で死亡確認された場合に加算されます。
退院時共同指導加算	病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院中又は入所中の利用者様が退院又は退所にあたり、主治医と連携して在宅生活における必要な指導を行った場合に加算されます。
看護・介護職員連携強化加算	看護介護職員連携強化加算とは、たんの吸引の必要なご利用者に対して、看護職員がたんの吸引等の業務について医師の指示のもとに計画書を作成し、訪問介護事業所の訪問介護員等に、たんの吸引等の業務や緊急時の対応について助言した上で、ご利用者の居宅等において、業務の実施が確認できた場合に加算されます。
看護体制強化加算 I	訪問看護において、高度な医療を望む利用者様に対する訪問看護体制を整え、提供した場合に算定する加算です。

【保険外料金・自費サービス】

項目	料金
交通費	自動車の場合は100円/km、または公共交通機関の実費請求。
キャンセル料	3,300円(税込み)/回
エンゼルケア	22,000円(税込み)/件
自費訪問サービス	9,900円(税込み)/時間
グリーフケア	9,900円(税込み)/時間 (グリーフケア専門士が訪問します。)

▼訪問看護サービス契約における個人情報使用について

1 使用目的

当ステーションでは、訪問看護の申し込み、訪問看護の提供を通じて収集した個人情報とは、利用者・ご家族の方への心身の状況説明、看護記録・台帳の作成等といった訪問看護の提供の為に必要に応じて利用いたします。

また、利用者の皆様の個人情報は、訪問看護の提供以外にも以下のような場合に、必要に応じて、第三者に提供される場合があります。

- ・ 主治医及び地域保健所との連携、照会への回答
- ・ 入院・入所施設への継続看護のための看護経過連絡、照会への回答
- ・ 指定居宅サービス等を円滑に実施する為に行うサービス担当者会議等
- ・ 学生等の研修及び実習への協力の為
- ・ 学会、研究会等での事例研究発表

2 使用にあたっての条件

- ①個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払い管理します。
- ②当ステーションは、個人情報を使用した会議、相手柄、内容について記載します
- ③同意していない目的での情報は使用致しません。

3 個人情報の内容（例示）

- ・ 氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況その他一切の利用者や家族に関する情報
- ・ 訪問看護計画書、訪問看護報告書、診療情報提供書、主治医の訪問看護指示書、訪問看護サマリー等
- ・ その他の情報

※「個人情報」とは、利用者個人に関する情報であって、特性の個人が識別され、又は識別され得るものを言います。

重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

上記内容について、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」第8条及び第91条の規定に基づき利用者に説明を行いました。

事業所	所在地	東京都新宿区上落合2-9-16 インテック落合207号室
	法人名	医療法人社団ゆみの
	事業所責任者	管理者 高取 幸恵
	事業所名	医療法人社団ゆみの ゆみの訪問看護ステーション
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受け、内容に同意しました。

利用者	住 所	
	氏 名	
代理人	住 所	
	氏 名	

以上

医療法人社団ゆみの
ゆみの訪問看護ステーション
YUMINO HOME NURSING STATION